R5. 5. 26

出水期に向け、関係機関との連絡体制 を確認

~令和5年度加古川大堰放流連絡会議を開催~

- 姫路河川国道事務所-

【加古川大堰放流連絡会の概要】

まもなく出水期を迎えることから、加古川大堰の放流について、関係機関との連絡を密にし、その円滑な実施と放流による下流の事故防止のため、5月26日に「加古川大堰放流連絡会」を開催しました。本会議は、昭和62年4月に発足し、今年で36回目を迎えます。

会議では、関係機関への円滑かつ迅速な通知を行うため、洪水警戒体制の発令基準、下流巡視の手順、放流通知の連絡先などを確認し、意見交換を行いました。

【特定多目的ダム法第32条】多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

【会員】

【会 長】姫路河川国道事務所長

【副会長】兵庫県 加古川土木事務所長

【監事】加古川市消防本部 消防長

高砂市消防本部 消防長員】兵庫県加古川警察署長

【委 員】兵庫県 加古川警察署長 兵庫県 高砂警察署長

【事務局】河川管理第二課

[議事内容]

令和5年5月26日(木)(於:加古川大堰)

- □ 開会挨拶
- □ 出席者自己紹介
- □ 放流連絡会規約、役員の説明
- □ 令和4年度体制発令及び操作実績報告
- □ 加古川大堰放流連絡の手引きについて
- □ 放流連絡用FAXの取り扱いに関する説明
- □ 閉会挨拶

【放流連絡会の状況】





【会議後の意見交換】

- ・降雨量により河川堤防(高水敷公園)での水位の目安が分かりやすく、勉強になった。
- ・洪水時の連絡体制の方法について、再確認を行うことが出来て良かった。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所河川管理第二課(加古川分室) 〒675-1205 加古川市八幡町中西条875-1 TEL 079-438-0207



